

第六十七号議案

東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。  
第五条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行を踏まえ、保護者の監督保護に係る者の年齢を改める必要がある。